

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成26年12月16日（火曜日）

## 総務消防委員会

日時 平成26年12月16日（火曜日） 午前9時00分開会  
場所 委員会室

### 本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、企画部、鳳来総合支所  
第181号議案  
第182号議案  
第183号議案  
第198号議案・第199号議案  
第200号議案・第201号議案  
第204号議案

「質疑・討論・採決」  
「質疑・討論・採決」  
「質疑・討論・採決」  
「質疑・討論・採決」  
「質疑・討論・採決」  
「質疑・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長 下江洋行 副委員長 村田康助  
委員 柴田賢治郎 長田共永 丸山隆弘 加藤芳夫  
議長 夏目勝吾

### 欠席委員 なし

### 説明のため出席した者

総務部、企画部、鳳来総合支所の係長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 書記 今野千加

開 会 午前9時00分

○下江洋行委員長 それでは、ただいまから、総務消防委員会を開会します。

本日は、15日の本会議において本委員会に付託されました第181号議案から第183号議案まで、第198号議案から第202号議案まで、及び第204号議案の9議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第181号議案 新城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 本会議の質疑の中で、ちょっと再確認させていただきませんが、滝川議員から本会議で御質疑がありました中で、1時間単位で区分け、4時間から1時間にということなんですけれども、その辺のすみ分けというんですか、市の体制、管理責任をとられる職員のチェックをする体制というんですか、そのところがちょっと明らかになったのかなというふうに思いますけれども、とにかく始めと終わりをきちっと点検をするということだと思うんですが、このところ再度確認したいと思います、どのように確認されるのかも含めて。

○下江洋行委員長 建部人事課長。

○建部圭一人事課長 その辺の勤務時間の管理の関係は、休みの日に出役する場合には、始まりと終わりには確実に点呼、始まりの場合は注意事項を説明して、終わりの場合は1日のきょうあったことの反省等も含めて再確認をして解散という手続をきちっととりますし、今回1時間単位でも振替等ができるような改正をお願いするわけなんですけれども、趣旨としては、やはりある程度まとまった単位での休みを与えるということがまずは原則として大切だと思っております。

ただ、勤務時間がいろんなパターンの出役

がありますので、それをより柔軟に1時間単位でもという今回は趣旨でやらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○下江洋行委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第181号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第182号議案 新城市若者条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 それでは済みません。第182号関連です。

本会議質疑でもありましたが、改めて若者に条例を絞った理由というその根本的なところからお願いしたいと思います。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 失礼いたします。

この条例を制定する根本的な理由でございますが、この若者は公共における貴重な人材でございます。住民の中でも、将来を担う貴重な存在であると考えております。

しかし、これまで実質的に市の政策決定等、こういった年齢層が若者よりも上の世代を中心に行われてきたというふうに考えております。この市政やさまざまな事業におけるこの

若者の参加のきっかけが少なかったこれまでの現状は、これから次世代を担う若者、この若者社会参加への意識低下にもつながってきたと考えております。

こうした状況の打開と申しますか、この持続可能な社会の形成には必要であり、次世代を担う若者の社会参画の仕組みが喫緊の課題であるということで、この若者条例というものを制定をお願いするものでございます。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 具体的な例をちょっとお聞きしたいんですが、第15条関係、第16条関係、若者活躍推進月間と若者活躍推進体制、この15条、16条関係のところ、具体的な例が少し見えにくいと思うんですが、ここら辺の計画というのは現時点であるか、ないか。そこら辺をわかっていれば教えていただきたい。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、15条関係の若者の推進月間でございますが、若者が活躍するまちの形成の推進するための若者推進月間を定めるというものでございますが、特にこの若者、学生も多いものですから、この8月ごろを若者政策推進月間というふうに目指したいと考えております。

それから、16条の若者推進体制でございますが、この市民自治会議に諮問をするというふうなことでこの若者推進体制を考えていきたいと思っております。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 それは全体的に条例にかかわることなんですけど、これ若者の責務だけではなくて、市民の責務、事業者の責務、市の責務とこれそれぞれ責務が、これ努力義務だと思うんですが、こうした若者、せっかくいい条例だと思いますので、こうしたことを大人の責務というのをどうやって具体的に広げていくかという部分、この施策に対する、責務に対する。そこら辺の考え、行政側としてもしあれば。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦彰市民自治推進課長 大人の責務というか、若者が一生懸命やっておる中で、あらゆる世代がこの若者を後押しするといいますか、そういった形で進めていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 最後、確認するんですが、これヨーロッパ等の諸外国の若者議会だと、施策に対する予算措置というのが、最終的には、これ一般質問でもしたことがあるんですが、自身若者のこうした政策体に予算措置をするべきだと、個人的には思っているんですが、彼らが考えて彼らが事業を行って、予算を要求して我々が認めるという方策ですね。

そこら辺まで踏み込んで考えておられるかどうか、否か教えていただきたい。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 この若者につきましては、若者の予算というものをまた考えて、上程をしていきたいと思っております。それについては、今まだ詰めておりますが、若者総合政策というものを中心に今練っておりますので、そういった中から、次の議題でございますが、若者議会のほうで御審議をいただいて、予算のほうを組んでお願いをしていきたいと思っております。

○長田共永委員 ありがとうございます。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第182号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第183号議案 新城市若者議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 今長田委員のほうから第182号議案のことで聞かれた面もあるんですけど、やはりその若者がせっかく市民参加してもらうにも、私たちも彼らに渡せるものというのが少ないかと思えます。

そんな中では、私も一般質問の中でさせてもらったのですが、国家戦略特区13条の国家戦略特区を使った、国政の動きの中を使った規制緩和を彼らにしてもらうことで、若者がこのまちに住みやすくすること、そのことについて、若者の中の討議機関である議会を使ってもらって成果を上げてもらうということは非常にいいことじゃないかなと思えますし、またそのことによって若者の雇用を若者が埋めるという状況が出てきたら、まさにこの若者議会の設定の意味が出てくると思えますので、そういうような研究というか、僕も一般質問で言った後の反応というのがまだまだ出てきてないかもしれませんが、そのようなことについてのお考えはおありでしょうか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 ありがとうございます。

そういったことも含めて、今先ほど報告をいたしました、若者総合政策、今ワーキングを12回開催して、まだこれからも開催します。

そういった中で、さまざまなそういった御意見もいただきながら、総合的に進めていき

たいと考えております。

○下江洋行委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 ちょっと補足になるんですけど、やはり今回の市長のお答えの中で、市長の諮問機関としての若者議会だということを言われておりましたので、やはり予算的なものというのはこの議会を通さなければいけないということを思います。

そんな中では、予算ということではなくて、そういう世の中を変えるのに予算をとってることが問題ではなくて、規制緩和なり若者にとって住みやすい町をつくるということを勉強してもらうにも、やはりそういうような市の中の話だけではなくて、外に向けての考えというのも持ってもらいたいなということを思いますので、ぜひぜひそういう方向性を持ってワーキンググループ等をまた勉強してもらえればということを思いますが、考えはおありでしょうか。

〔「条例とは違うよ」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 柴田委員、条例の内容について質疑をお願いしたいと思います。

○柴田賢治郎委員 ごめんなさい。先ほどの質疑の意味はそういう意味であって、そのことをわかって今返事してもらったということ、再度念押しさせてもらいたいと思うのですが、どうしても、私たちの予算の中でしか動きがとれないということになると、せっかく若者議会をつくっても動きがとれないということになると思いますが、そうではない動きというのもたくさんできると思いますので、そういう方向性を探してあげて、新城の中で若者が活躍できるまちにする方向性を探すおつもりがおありかどうか確認したいと思います。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 失礼いたします。

附属機関の条例でございますので、よろしくお願ひします。

ただ、今の御意見、お気持ちにつきましては、ワーキングのほうへ、きょうも傍聴に来ておと思いますが、しっかり伝えてまいりたいと思っております。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは済みません。

第4条のところなんですけども、私も本当に新城市って若者がどんだん少なくなっていく中で、この政策大変ありがたいことだと思うし、これから若者が新城の将来を担っていくことに大変私も思いが強いわけなんですけども。

その中で、この委員の任期、市長が委嘱する中で本当に若い人たちがこれから集まって若者議会、総合政策の中の議会をやっていって、委員の任期が第4条第2項の1年とするというのが本当にちょっと寂しいなという気がします。3で再任されることができるとなっているのでもいいんですけども、この辺執行部の考え方として、せっかく若い人がより集って、議会を構成しているんな議論をしていただいて、若者が新城市に住んでいただけるようなまちづくりをしていくには、やっぱり2年、3年という形の形式がいいのではないかなと思っておるんですけども、ただ何でこの1年とするというふうにしたのか、その辺のお答えと、やっぱり複数年が私にはそれによって一つのいい若い思いが、政策が立案できていくのではないかなと思うんですけど、その辺の第4条第2項の1年というところの考え方を教えてください。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 失礼いたします。

御指摘のように、最初の原案では2年ということで御報告を申し上げておりましたし、それからパブリックコメントでも2年ということで考えておりました。ただ、そういった御意見をいただきながら、このワーキングとか若い人たちの打ち合わせの中で、やっ

ぱり学生さんもお見えになるということから、この継続性ということは当然視野に入れて御検討いただいたわけでございます。

ただ、継続性というのはやはり実際にやられる方々が負担と思うのか、実際どうやるのかということにかかってまいります。私どもが2年なら継続性がある、1年であればないということではなく、ここら辺についてはどういう形が一番参加しやすく、士気の上がる任期なのかということで御検討をいただいた結果、やはり1年が最終的にはいいであろうというふうなことで、そういう意見を受けたものですから、私どもも条例につきましては1年ということで上程をさせていただいたということでございます。

以上です。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 若い方々がこういう市の政策の中に入ってきたときに、やっぱり行政主導になっていくような、私は気がするんですよ、いろんなこの議会の中でも。ということは、若い者が率先しているんな政策、立案ができるというのは、やっぱり複数年がいいのかなと思ったんですけど、今聞いたとおりということならば仕方ないんですけども。

ただ、もう1点、今度は一番最後ぐらいだったかな、報酬のことですけども、若者議会の委員の報酬、費用弁償ではないけど、この報酬というのは16歳以上おおむね29歳までの方々なんですけども、これは支払うというか、きのうの本会議でも出たんですけども、拒否というかされる方はそのように支払わないこともできるということなんですけども、あとは地域協議会等の委員の日当・日額を参考にしたというんですけども、私としてはこういうまでお金を払ってやるというのは、何となく疑問を感じるというところがあるんですけども。

きのうの答弁でもちょっと出たんですけど、いま一度その辺の日額の考え方、それから、

もう1点ですけども、これ日額の場合、支払うときに源泉されるかどうか、その辺もちょっとお答えをいただければありがたいです。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、源泉のことからお答えを申し上げますが、当然報酬でございますので源泉のほうはあります。

それから、まずこの報酬を払うのか払わないのかという意義でございますが、やはりきのうも御答弁申し上げましたように、これは附属機関として位置づけられております。

したがいまして、自治法上、報酬というのは原則支払っていくという形になるかと思えます。

ただ、本人の御意思によって、きのうもお答え申し上げましたように、この報酬については御辞退ということも、本人の意思によってはあり得るということで申し上げた次第でございます。

また、この報酬につきましてはいろいろ御議論の末にこれも決まったことございまして、やはりお若い方、おおむね16歳から29歳ということでございます。やはり、さまざまな方が、結果どうなるかわかりませんが、こういった構成の中で委員を組んでいただくということになったときに、やはりそれだけの責任ある、恐らくお仕事をされるというふうなことで、やはり制度的にはこの報酬をお支払いしたほうがいいのではないかと考えております。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありますか。丸山委員。

○丸山隆弘委員 これも確認したいと思えます。

前段の第182号の中にもちょっと関連したものがありますけれども、まず1個だけ、第4条の第3項、委員は再任されることができるとこういう言葉回しでよろしいんですかね。されることができると、今ちょっと気がついたんですけども。こういう言い回し

でいいのかなというところがまず1点ありますけど。一般的にどうでしょうか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 この表現については、私ども、こういう表現でお願いしたいと考えております。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 かなり気を使われた言葉というふうに受けとめておきます。

それから、あと若者議会といいますと、一般的に昨日本会議の議論の中でもありましたけれども、我々二元代表制として市民から選ばれた議会、公のものとかかなり誤解された、きのう一部で質疑があったと思うんですけども、それとはまた別に、若者の議会という認識というのはすごく華やかであって、新城市民にとっても、また市外に対してもアピール度、PR度というのは物すごくあると思うんです。

ですから、大いにこれは活用していただきたいというのはありますけれども、逆に限定されてしましまして、若者の意識そのものも限定されて華やかなものを求めていくというような組織の動きというんですか、そういうような傾向が逆にあるとまずいかなと。

例えば、一般的に市民で一番課せられた重大な問題といいますと、市民の安全・安心を守るための消防団組織ですね、これが今非常に若者の加入が少ないと、入られる方が少ないというような一方では社会的な減少問題が起きているということで、この消防団活動というのは、言うまでもなく地域を支えて、その地域そのものの活性化にも結びついているという歴史的なこういう若者という人たちの力が今まで新城市をつくってきた歴史があるわけですね。

だから、そういう点でこの若者議会というものに余り限定する中で、その中の討議そのものが縮小されていく傾向が逆にあってはならないと。若い人たちから逆に消防団とは何

なんだというぐらいのこういう提案を行っていただけるような、そのために1個前の条例、第182号の条例の中にもありましたが、若者の責務、それから市民の責務、それから事業者の責務というのは明確にされていると思うものですから、こここのところの区分けをきちっとしながら大いに運営をしていただきたいと思うんですが、そのあたりの議論というのはこの間されておられるでしょうか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 その点につきましても、きのうの御質問と重なる点もございりますが、この委員につきましては今の時点でございりますが、さまざまな若者の多様な意見をいただきたいと考えております。

きのう申し上げましたが、例えば高等学校、専門学校、大学生等のこういった学域そういったところ、それから労働組合、それから青年会議所、商工会、法人会、労務対策協議会等のこういった職域での部分、それから今御意見いただきましたこの消防団その他の地域の団体からなる地域、そういったところ、それからきのう申し上げた新成人を含む一般公募、それぞれの分野の方々から選出枠を設けて選考していきますので、そういったことでしっかりと偏らず、全体的なことを捉える構成というふうをお願いをしていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 済みません。行政にかかわる会として若者が、例えばユースの会だとか、若者政策グループ、自身彼らの活動に本当に敬意を表したいし、自身もこの年になって彼らから影響を受けることは多々あるわけなんですけど、それにこの若者議会とあって、もちろん委員は違うといっても、こうした会議のすみ分けというのが少しわかりにくいもので、考えがあればそこら辺のところを教えていた

だきたいなということですが、いかがでしょうか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 今御意見いただいたユースの会、そういった方々から議員のほうへ出ていきたいというふうに思いますが、今それぞれの活動をしておる団体からもそういった形で、今申し上げたように枠を設けて抽出していききたいと思っておりますので、それぞれの活動をしているところ、それからこの若者議会というのは、しっかりそういった形で、同じ方が出る場合もございりますが、しっかりとすみ分けといいますか、その辺のところを踏まえて議論をしていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 関連しますが、それに伴う議題等については、自身この場で細かく聞くつもりはありませんが、会議費の開催回数とか、そこら辺具体なところがまだ全く未定ということでしょうか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それにつきましては、若者議会ということでこの間も報告申しあげましたように、部会を設けて検討しておりますので、そのことにつきましても決まり次第御報告をしたいと思っております。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 あと、これとはまた別のことなんですけど、若者議会に伴って、現在中学生議会、そして今議会でもあったように、女性議会も開催するということになります。こちらとの、他の議会との関連性とか、具体的な事業、市の政策に対して何かをやるとか、そこら辺の部分のすみ分けというの、あわせて考えておられるかどうか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、この若者議会につきましては条例設置に伴う附属機関ということがございますが、この中学生議



会については全く今の学生さんということでございますので、そういったすみ分けをして純粋に中学生から見た市政への御意見ということで考えております。

それから、女性議会ということにつきましては、今後どういった形の女性議会という形にしていくのか、今後詰めてまいりたいと思っております。当然、そういった中ではこの中学生議会、女性議会、それから若者議会というすみ分けはしっかり明確に図っていきたいと思っております。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 会議の6条の4項関係ですが、この会議には関係者が出席して、その説明または意見を聞くことができるということでございますので、ぜひ我々議員もびしびし呼んでいただいて、しっかりしろと言っていたように伝えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 一生懸命やりますので、よろしくお願い申し上げます。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 長田委員の今の質疑の中で、ちょっと感じたことがありました。ユースの会ですか、先ほど話があったんですけども、この20名で組織される、20名以内になっておりますけど、おおむねこの委嘱するに当たっての目安というか、若者に対する市からの考え方というのがあると思うんですけども、その辺ちょっとできましたら大体こういうところというのは。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それ自体検討中ということでございます。たださっき申し上げたように、それぞれの選出については、学域、職域、それから地域、それから一般公募という形でさまざまところからお願いしたいと思っておりますので、今御指摘の点については今後検討してまいりたいと思えます

ので、よろしくお願いします。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 昨日、高校生から、それからあと新成人、消防、あと職域というところと言われておりましたけれども、やはりそういうバランスが非常に大切でありますけれども、昨今、昔の話言っただけとはいけないんですけども、私たちの時代というのはやっぱり上下関係かなり大勢おまして、上の者が何がしかの目的があって、その目的に対して上の者が指示をすれば下の者がしっかりと結束をして、協力し合ってやっていくというような行動がかなり見られたんですね。

今は、やはり少子化という子供さんが少なくなっていて、若者が少なくなった中で非常に分散化されてしまったという。たまたまこの新城市内に今住まれている方々の若い人たちが、それじゃ何をしたらいいんだというその気づきをもとにして、指示を求めていく、そのきっかけがこの若者政策や若者議会になってきたんじゃないかなというふうには、一つは真面目に考えておるんですけども、そういう方向の中で、やはりそれを受けとめるための若者議会、ですから先ほど最後に長田委員が言われた我々議会との交流、意見交換が持てるような場、それぞれいろんな団体との意見交換の場というのは今後の計画の中で、当然持たれていくと思うんです。

それは必ずやっぱり積極的に働きかけを行っていただきたいと思うし、我々議会もそのように答えていけるだろうと、大いに感じておりますので、せっかくでき上がるものでありましたら、大いに利用していただきたいと思うんですけども、いかがですかね。再度念を押しておきます。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 ありがとうございます。

今申し受けましたことにつきましては、しっかり伝えて、制度の中で対応できるように

してまいりたいと思います。

ぜひ、温かいお言葉をいただきまして、若い方たちにお伝えをし、士気が上がるようにお伝えしたいと思っております。

以上です。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第183号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第198議案 市有財産の無償譲渡及び第199号議案 市有財産の無償譲渡の2議案を一括議題とします。

これより本2議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第198号議案及び第199号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第200号議案 財産区有財産の無償譲渡及び第201号議案 財産区有財産の無償譲渡の2議案を一括議題とします。

これより本2議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

長田委員。

○長田共永委員 昨日の質疑で、この件、地縁団体に対する墓地の課税対象の有無というのを少しお話しになっていたかと思うんですが、これ課税はしないということによろしいでしょうか、地目が墓地に対しては。そこら辺を今検討中で、そのような流れにというお答えだったと思うんですが、その点だけ確認しておきたいんですが、いかがでしょうか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 墓地につきましては、非課税となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 きのうの質疑の中では、今長田委員が質疑されたことに関連しますけれども、協議中ということでしたかね。

〔「協議中だったよね」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員 協議中ということによろしいですか、税金の関係ですけれども。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 要するに、固定資産税につきましては、今その取扱について検討中でございます。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 ということは、どういう方向で協議されているのでしょうか。公共的団体が使用する場合においては無償とするとか、

そのような形になるのか、その辺の解釈なんですけれども。そういう方向で協議されているということですか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 まず、財産区につきましては、三つの方向を御提示申し上げております。今まで財産区としてやってまいりましたので、そのまま継続して財産区として実施をしていく場合、それから認可地縁団体をつくって、今回のように譲渡していく場合、それから三つ目としまして、当初私どもの案にはなかったんですが、市に全部お願いしたいというふうに、市に全部譲渡したいという意見も出てきました。

そういったさまざまな財産区がある中で、この2番目の認可地縁団体にしたいというふうな意向の場合に、その固定資産税をどのように扱っていいのかということが今検討中でございます。

この検討の中で、認可地縁団体というのをもう少し掘り下げて運用するということが今検討しておりますが、この公益的な管理がきちっとできていること、あるいは公平性ですか、透明性、自主的な運営管理ができるのかというふうな観点から今検討しております。

そういったことで、固定資産税の取扱をどういうふうにしていくのかということ、今検討しておりますので、この辺も詰めてまいりたいというふうに、また思っております。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 第200号議案のほうなんですけども、今墓地の話も出たんで、その上に解釈が公用地という地目、登記簿上の地目だと思んですけども、このままこの学校用地として地縁団体の市川区自治会に無償譲渡するのはいいんですけど、地目はこれはこのような形でそのままいくのか、地目を変えて譲渡していくのかということなんですけども、地縁

団体が学校用地になってる地目で持てるかどうかというか。その辺ちょっと検討しているかどうか。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 地目につきましては、全てそのまま譲渡という形でございます。

地目が学校用地となっておりましたものは、既に行政財産ではないものですから、問題ないというふうに考えております。地目も問題ということでございます。現況がもう学校用地ではございませんので。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 私が心配するのは、この市川区の自治会が所有したときに、将来的というのかこのまま学校用地のままでいくという、地目を持ってその土地を使うことは可能だと思うんですけども、果たしてそのような表現のままでいいのかどうか。改めて、移譲するときに地目を変えてというのか、そういうほうが自治会も受けやすいんじゃないかなと思うんですけども。

市はそのままいくということで今考えているわけですね、学校用地のまま。渡すのは。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 それについては、基本的にはそのままということですが、もし支障があるということでしたら当然検討してまいりたいと思っておりますが、基本的にはそのままということでございます。

○下江洋行委員長 長田委員。

○長田共永委員 今の件なんですけど、学校用地ってこれ市川小学校跡地のところですよ、これ。そう考えれば、学校用地のままで認可地縁団体が地目がこのままで、もし何かで利用するというときに使いにくい可能性があるんじゃないかと思うんですけど、その点はよろしいんですかね、このままで。

○下江洋行委員長 三浦市民自治推進課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 手続について

は基本的にそのままということですが、今御意見ございましたように、その辺のところを使いにくいとかいうことがあったら、検討していきたいと思っております。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第200号議案及び第201号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第202号議案 和解及び損害賠償の額の決定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第202号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第204議案 新城市名号温泉施設の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 名号温泉の指定管理のことですけれど、3年という中で、きのうの本会議の席上でも出たんですけど、大分年間の売上というか来客も減ってきている。改めてこの3年間で様子を見ると、経営努力という言葉も出たと思うんですけども、今回この指定管理する3年間で、果たして経営改善が見込まれるかどうかというのは、非常に私も心配するところですけど、当然これいろんな修繕とか、維持管理費が相当経年劣化とともにかかってきてると。

この辺について、指定管理者として管理責任というか、その辺のことについて経営努力も当然やっていただかなければいけないんですけど、この3年間の協定項目の中に新たに条件的なものを入れるというか、今までどおり協定書の変更なしでそのまま、もう少し経営努力を入れる、踏み込むような協定書は考えてないんですか。

○下江洋行委員長 原田鳳来地域振興課長。

○原田哲夫鳳来地域振興課長 今回の御質問にあったように、ここ5年間赤字体質ということで、内部留保があるものですから3年は大丈夫だというふうに踏んでおりますが、ただこのまま赤字が続くと当然施設の継続が難しくなりますので、経営改善に対する項目、それからもう少し、具体的に誘客に対する方針、その辺とりあえず計画ではありますが、もう少し具体的な方法を上げていただくように指導していくつもりですし、協定書の中に盛り込んでいきたいと思っております。

あと、まだちょっと考えておりませんが、市のほうから伝えるべきことは伝える必要が

ありますので、何項目かは以前の協定書の中に盛り込んでいきたいと思ひます。

もし何かお知恵がありましたら、また教えていただければ参考にさせていただきますと思ひますのでよろしくお願ひします。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありますか。丸山委員。

○丸山隆弘委員 資料、どなたかが請求していただいたんですね。その資料を見まして、入場者数、利用者数の推移ずっとあるんですけど、22ページ。

当初はすごく10万人という年間の利用者が見えて、昨今いろんな施設が近隣にできて、その影響も当然受けておるといふことで4万人代がずっと続いているんですけども、この間の入湯税、入湯税が当初開設した当時は多分1,000万円ぐらい市のほうに入湯税が納められた経緯が確かあったと思ひます。

今、その半減以下といふことになってるんですけども、この入湯税における貢献度といふのは非常に新城市にとってはプラスでありまして、この辺の経営のノウハウについては、やっぱり名号の組合の皆さんが切磋琢磨されているいろいろなイベントを打って、この間やってまいりました。

この間のその努力のおかげでこの4万人代といふのが逆に維持されているのかなといふふうには、これだけの今の施設がたくさんあちこちできているんですね。ですから、そういう面からすると、かなり頑張っているんじゃないかなといふふうには、私は思っております。

そういう面で、特に市としての働きかけ、呼びかけとしてはやはり応援していく体制といふのは、常に持っていかなければいけないのかなど。指定管理をせつかく地域にお任せして、地域が一生懸命やってくれているといふこういう姿に、やはり観光協会も含めていろいろなイベントを打っていくこの姿に、やはり応援していく体制といふのは、非常に必要

だと思ひます。

この辺について、経営側はもちろんそうありますが、この市の取り組みといふんですか、梅の湯に対する取り組みといふのは、現状どのように働きかけも含めて行われているのかお伺ひしたい。

○下江洋行委員長 原田鳳来地域振興課長。

○原田哲夫鳳来地域振興課長 先ほど入湯税の関係、言われましたが、私の記憶では市の入湯税のうち、ゆ〜ゆ〜ありいなが約50%、うめの湯が28%、それから湯谷温泉が22%といふことで、かなり大きな額を入れていただいていると思ひます。

それで、今まで名号温泉については余り内部の経営に実際タッチしてこなかったわけなんですけど、ことしから毎月行う事業だとか、それから年間計画について、私どもが行きましているいろいろ聞き取りもしますし、それからイベントを打つ場合の内容も私どもから伝えております。

例えば、観光で、以前ですと三遠南信のオープンの際に、鳳来峡インターですかね、そういう情報をお伝えして、観光課と一緒にPRに伺ったとかいふことがありますので、また今度新東名ができます。その関係のイベント等でも積極的にブース等をつくって、PRしていくということもお伝えするとともに、観光施設という位置づけがございますので、一緒に何らかの積極的なPR策を設けていきたいと考えております。

○下江洋行委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 よろしくお願ひしますといふことでありますけども、特に温泉の成分が、湯谷温泉の成分と名号温泉の成分とは確かこれ違いましたよね。その辺の特色といふのがあるものですから、温泉を活用していくといふ方向は、やっぱりこの新城市にとっては非常に重要でありますので、ぜひとも力を注いでいただきたいなといふのがお願ひでありますけど。お願ひします。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 ちょっと参考にお聞きしたいんですけども、ここの利用料金というのは今幾らぐらいでやってるんですか。これはあくまで参考で結構です。

○下江洋行委員長 原田鳳来地域振興課長。

○原田哲夫鳳来地域振興課長 大人が700円です。近隣の施設に比べて、若干高いというのがございます。

○下江洋行委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 参考に、ゆ〜ゆ〜ありいなは御存じですか、幾らぐらいか。

○原田哲夫鳳来地域振興課長 名号温泉が700円、それからゆ〜ゆ〜ありいなが610円です。ちなみに、近隣施設で本宮の湯が610円、とうえい温泉が650円、湯〜らんどパルとよねが600円です。ですから、名号温泉が一番高いということになります。

○下江洋行委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第204号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告

の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下江洋行委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前9時46分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 下江洋行